

常総市告示第21号

常総市まちづくり出前講座実施要綱を次のように定める。

平成21年3月16日

常総市長 長谷川 典子

常総市まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、まちづくり出前講座を実施することにより、市政に関する情報の提供を一層拡充し、市民の行政に対する理解を深めるとともに、市民の地域社会への参画を促し、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）」とは、公募による市民団体等に対し、当該市民団体等が主催する会議、研修会等へ市職員又は市長が指定する者を講師として派遣し、市政に関する説明、専門知識に基づく講習等を行うことをいう。

(公募等)

第3条 出前講座を実施する市民団体等は、次の方法により公募するものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号のほか市長が適当と認める方法

2 公募の対象とする市民団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員がおおむね10人以上であること。
- (2) 市内に在住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者で構成されていること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするものでないこと。

(テーマ及び内容)

第4条 出前講座のテーマ及びその内容は、市が重点的に取り組んでいる事業、市民の関心が高い行政課題等を中心として、これらを所管する各課等と市民生活部市民協働課（以下「市民協働課」という。）が協議して決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によるテーマ以外のテーマによる出前講座の要望を受けたときは、可能な限り当該要望に沿うよう努めるものとする。

(実施の方法)

第5条 出前講座を実施する日時は、市の休日（常総市の休日を定める条例（平成元年水海道市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）以外の日の午前9時から午後9時までの間で、実施を希望する市民団体等と協議して決定する。

2 前項の規定にかかわらず、出前講座のテーマが市の施設に関するものであって、当該施設を会場とする場合は、当該施設の管理者が日時を定めるものとする。

3 出前講座の実施時間は、質疑応答を含め、おおむね2時間以内とする。

4 出前講座の会場の確保及び準備並びにその進行は、市民団体等が行うものとする。

5 前項の場合において、会場は、公共施設又は地域の集会施設その他の公益的施設とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(申込み)

第6条 出前講座の実施を希望する市民団体等の代表者は、希望する日の20日前までに、常総市まちづくり出前講座実施申込書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

(実施の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、内容を審査して、その可否を決定し、常総市まちづくり出前講座（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、出前講座の実施について、必要な条件を付すことができる。

(実施の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。この場合において、既に出前講座の実施を決定しているときは、こ

れを取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 専ら行政の批判又は苦情、要望等を目的としているとき。

(3) 出前講座の目的に反し、その実施が適当でないとき。

(不測の事態による変更等)

第9条 市長は、不測の事態等により、決定した出前講座を実施することが困難になったときは、当該出前講座の日時、内容等を変更し、又はその決定を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第10条 第7条第1項の規定により出前講座の実施の決定を受けた市民団体等の代表者は、当該出前講座の日時、内容等を変更し、又はこれを中止しようとするときは、速やかに、常総市まちづくり出前講座変更等届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(変更等の承認)

第11条 市長は、前3条の規定により出前講座の日時、内容等を変更し、又はその決定を取り消したときは、常総市まちづくり出前講座変更（取消）通知書（様式第4号）により当該出前講座に係る市民団体等の代表者に通知するものとする。

(費用負担)

第12条 出前講座の実施に伴う講師の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、会場の設営に要する費用、有償の資料等については、市民団体等の負担とする。

(報告書の提出)

第13条 出前講座の実施を受けた市民団体等の代表者は、出前講座の実施後、速やかに、常総市まちづくり出前講座実施結果報告書（様式第5号）により市長に結果を報告しなければならない。

(庶務)

第14条 出前講座の実施に係る庶務は、出前講座のテーマを所管する各課等において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の規定による公募及び出前講座の実施に係る総合的な調整は、市民協働課が行う。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

常総市まちづくり出前講座実施申込書

年 月 日

常総市長 殿

団体等名称

代表者氏名

住 所

電 話 番 号

常総市まちづくり出前講座の実施について、次のとおり申し込みます。

希望する出前 講座のテーマ			
希 望 日 時	第1希望	年 月 日()	時 分から 時 分まで
	第2希望	年 月 日()	時 分から 時 分まで
出前講座を 受ける目的			
会 場 名			
会 場 所 在 地			
参加予定人数		人	
備 考			

様式第2号（第7条関係）

常総市まちづくり出前講座（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

団体等名称

代表者氏名

殿

常総市長



年 月 日付けで申込みのあった常総市まちづくり出前講座については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

出前講座 のテーマ		
実施日時	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
会場名		
会場所在地		
派遣する 講師の氏名等	所属課名等	
	職及び氏名	
	電話番号	

備考 出前講座の日時，内容等に変更が生じたとき，又はこれを中止しようとするときは，速やかに，「常総市まちづくり出前講座変更等届出書」により届け出てください。

2 不承認

理由：

様式第3号（第10条関係）

常総市まちづくり出前講座変更等届出書

年 月 日

常総市長 殿

団体等名称

代表者氏名

住 所

電 話 番 号

年 月 日付で承認の通知があった常総市まちづくり出前講座について、次のとおり変更（中止）したいので、届け出ます。

1 承認を受けた出前講座

出前講座 のテーマ	
実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

2 届出の内容

(1) 変更

変更事項	<input type="checkbox"/> テーマ <input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> 日時 <input type="checkbox"/> その他
変更前	
変更後	

備考 実施日時の変更を希望する場合には、二つ以上の希望日時を記載してください。

(2) 中止

理由：

様式第4号（第11条関係）

常総市まちづくり出前講座変更（取消）通知書

第 号
年 月 日

団体等名称

代表者氏名

殿

常総市長



年 月 日付けで承認した常総市まちづくり出前講座については、
次のとおり変更（取消し）したので通知します。

1 変更

出前講座 のテーマ		
実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
会場名		
会場の所在地		
派遣する 講師の氏名等	所属課名等	
	職及び氏名	
	電話番号	

2 取消し

理由：

様式第5号（第13条関係）

常総市まちづくり出前講座実施結果報告書

年 月 日

常総市長 殿

団体等名称

代表者氏名

住 所

電 話 番 号

年 月 日に実施した常総市まちづくり出前講座の結果について、
次のとおり報告します。

出 前 講 座 の テ ー マ	
実 施 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
会 場 名	
参 加 人 数	人
1 実施したまちづくり出前講座について（該当する番号を○で囲んでください。） (1) よく理解できた (2) 多少理解できた (3) 理解できなかった （受講した感想をお書きください。特に、課題解決のため、皆さんができる取組について アイデアがありましたら、ご提案ください。）	
2 まちづくり出前講座の制度について、希望する講座や要望等がありましたら、お書きください。	
3 貴団体等の活動において、課題等があればお書きください。	

備考 記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添付してください。